

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五泉市は、児童扶養手当法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

新潟県 五泉市長

公表日

令和8年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当法に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法(昭和36年11月29日法律第238号)に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①受給者世帯の住民情報、所得情報及び年金情報照会 ②上記照会による資格確認及び支給処理(公金受取口座の活用含む) ③窓口や郵送での書類の受入 ④サービス検索・電子申請機能での受理(マイナポータルでのお知らせ機能での通知含む)
③システムの名称	・健康管理システム ・住登外者宛名番号管理 ・団体内統合宛名システム ・中間サーバ ・サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者ファイル 児童ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という)第9条第1項 別表の37の項 2. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 282の項、171～191の項、217～223の項、225～230の項、237・238の項、244の項、246・247の項、263の項、283～293の項、302～305の項、317の項、328～337の項、381～523の項、879～902の項、976～979の項、980～999の項、1135～1275の項、1617～1679の項 (情報提供の根拠) :(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、(事務)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務」が含まれる項(主務省令第2条の表 879～902の項) :(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(主務省令第2条の表 976～979の項、980～999の項、1135～1275の項、1617～1679の項) :(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(主務省令第2条の表 282の項、171～191の項、217～223の項、225～230の項、237・238の項、244の項、246・247の項、263の項、283～293の項、302～305の項、317の項、328～337の項、381～523の項) (情報照会の根拠) :(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、(事務)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務」が含まれる項(主務省令第2条の表 879～902の項) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	五泉市総務課 新潟県五泉市太田1094番地1 TEL:0250-43-3911
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	五泉市こども家庭課 新潟県五泉市太田1094番地1 TEL:0250-43-3911
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 接続しない(入手) 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」及び「五泉市保有個人情報の取扱いに関する管理規程」、「五泉市 特定個人情報取扱マニュアル」により、人的安全管理措置を講ずるための管理者及び担当者の役割を明確化し、 ・個人番号利用事務に関する届出・申請書等の管理区域内における適正な取扱い ・システムを利用してデータ入力・保存等を行う際のアクセス制御、アクセス者の識別・認証 ・所定の保存期間を経過し、不要となった書類・データ等を速やかに廃棄・削除するなど、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」及び「五泉市保有個人情報の取扱いに関する管理規程」、「五泉市 特定個人情報取扱マニュアル」により、特定個人情報等の適正な取扱いのために次のような技術的安全管理措置及び物理的安全管理措置を含む必要な措置を講じているとともに、万が一、情報漏えい等の事案が発生した場合の対応について職員研修を実施しており、特定個人情報の漏えい・遺失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルシステムを取り扱う事 務 ③システムの名称	団体内統合システム	統合宛名システム	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ③所属長の役職名	こども課長 佐久間 謙一	こども課長	事後	
令和1年6月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月10日	IVリスク対策		別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加
令和2年8月7日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年8月7日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	①受給者世帯の住民情報、所得情報及び年金 情報照会 ②上記照会による資格確認及び支給処理	①受給者世帯の住民情報、所得情報及び年金 情報照会 ②上記照会による資格確認及び支給処理 ③窓口や郵送での書類の受入 ④サービス検索・電子申請機能での受理(マイ ナポータルでのお知らせ機能での通知含む)	事前	サービス検索・電子申請機能 及びマイナポータルでのお知 らせ機能開始に伴う追加
令和2年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 中間サーバー 3. 統合宛名システム	1. 健康管理システム 2. 中間サーバー 3. 統合宛名システム 4. サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索・電子申請機能 及びマイナポータルでのお知 らせ機能開始に伴う追加
令和3年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	法改正による変更
令和5年2月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	③支払管理の確認	③支払管理(公金受取口座の活用含む)の確 認	事後	
令和5年2月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施 のための預貯金口座の登録等に関する法律第 9条	事後	
令和5年2月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠		3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施 のための預貯金口座の登録等に関する法律第 9条	事後	
	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 中間サーバ 3. 統合宛名システム 4. サービス検索・電子申請機能	・健康管理システム ・住登外者宛名番号管理 ・団体内統合宛名システム ・中間サーバ ・電子申請機能(マイナポータル、びったりサー ビス)	事後	データ要件・連携要件標準対 応による変更
	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年5 月31日法律第27号、以下「番号法」という)第 9条第1項 別表第一の37の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年 9月10日内閣府・総務省令第5号)第29条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施 のための預貯金口座の登録等に関する法律第 9条	1. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年5 月31日法律第27号、以下「番号法」という)第 9条第1項 別表の37の項 2. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施 のための預貯金口座の登録等に関する法律第 9条	事後	法令改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の13、16、26、30、47、57、64、65、87、116の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号、以下「主務省令」という)第12条、第19条、第31条、第35条、第36条、第44条 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務」が含まれる項(番号法 別表第二の57の項、主務省令第31条) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(番号法 別表第二の64、65、87、116の項、主務省令第35条、第36条、第44条) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(番号法 別表第二の13、16、26、30、47の項、主務省令第12条、第19条) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務」が含まれる項(番号法 別表第二の57の項、主務省令第31条) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 282の項、171～191の項、217～223の項、225～230の項、237・238の項、244の項、246・247の項、263の項、283～293の項、302～305の項、317の項、328～337の項、381～523の項、879～902の項、976～979の項、980～999の項、1135～1275の項、1617～1679の項 (情報提供の根拠) :(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、(事務)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務」が含まれる項(主務省令第2条の表 879～902の項) :(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(主務省令第2条の表 976～979の項、980～999の項、1135～1275の項、1617～1679の項) :(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(主務省令第2条の表 282の項、171～191の項、217～223の項、225～230の項、237・238の項、244の項、246・247の項、263の項、283～293の項、302～305の項、317の項、328～337の項、381～523の項) (情報照会の根拠) :(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、(事務)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務」が含まれる項(主務省令第2条の表 879～902の項) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	法令改正に伴う変更
	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども課	こども家庭課	事後	
	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども課長	こども家庭課長	事後	
	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	五泉市こども課 新潟県五泉市太田1094番地1 TEL:0250-43-3911	五泉市こども家庭課 新潟県五泉市太田1094番地1 TEL:0250-43-3911	事後	
	I 関連情報 9 規則第9条第2項の適用		別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加項目
	IIしきい値判断項目 1 対象人数	令和2年4月1日	令和6年10月1日	事後	時点修正
	IIしきい値判断項目 2 取扱者数	令和2年4月1日	令和6年10月1日	事後	時点修正
	IVリスク対策 8 人手を介在させる作業 11 最も優先度が高いと考えられる対策		別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加項目
令和8年9月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・健康管理システム ・住登外者宛名番号管理 ・団体内統合宛名システム ・中間サーバ ・電子申請機能(マイナポータル、びったりサービス)	・健康管理システム ・住登外者宛名番号管理 ・団体内統合宛名システム ・中間サーバ ・サービス検索・電子申請機能	事後	サービスの移行に伴う修正
令和8年9月1日	IIしきい値判断項目 1 対象人数	令和6年10月1日	令和8年8月1日	事後	時点修正
令和8年9月1日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数	令和6年10月1日	令和8年8月1日	事後	時点修正